

会員各位

(一社) 熊本県警備業協会
専務理事 西橋 一裕

「警備業法施行規則」「警備員等の検定等に関する規則」「警備員教育を行う者等を定める規程」の改正及び公布について（第15報）

質問

- ① A警備会社は、B警備員を3月末に雇用し、新任教育を実施したが、3月中に新任教育が終了せず、翌年度に当たる4月まで新任教育を行った。
いわゆる年度またぎで新任教育を行った場合、現任教育はどうなるのか？
- ② A警備会社はB警備員の現任教育を3月中に実施予定であったが、B警備員が交通事故に遭い入院してしまったことから、年度中に現任教育をすることができなかった。
この場合、どのようにすればよいか？
- ③ A警備会社はB警備員の現任教育を年度内に5時間行っており、残りの現任教育（法定教育時間とした場合、残り5時間）を3月中に実施予定であったが、B警備員が交通事故に遭い入院してしまったことから、年度中に現任教育をすることができなかった。
この場合、どのようにすればよいか？

答

- ① の場合
新任教育が年度またぎになった場合は、またいだ年度の現任教育は必要ない。
例えば、令和2年3月31日～4月2日の3日間、新任教育を行った場合、令和元年度と令和2年度をまたがって新任教育を行っていることになるが、この場合は、令和2年度の現任教育はする必要はない。
ただし、年度内に教育を終了することは基本であるので、年度内（例の場合は令和元年度の終了日である令和2年3月31日まで）に教育を終了する時間的余裕があったにもかかわらず

らず、年度またぎの新任教育を行った場合は、「現任教育逃れ」と認められ教育懈怠と見なされる場合があるので、真にやむを得ない理由がなければ年度またぎは許されない。

年度またぎとなった場合は、教育実施簿に理由書を添付しておく必要がある。

② 及び③の場合

いずれの場合も、翌年度に法定教育時間の10時間以上の現任教育を行えばよい。

例えば、警備員が交通事故に遭い入院してしまい、令和元年度（令和2年3月31日まで）に、現任教育が全く行えなかった、若しくは1部しか行えていなかった場合は、令和2年度に法定教育時間の10時間以上の現任教育を行えばよい。

ただし、現任教育の趣旨が、継続した教育による警備員の知識・技能の維持、向上のために年度内に10時間以上と定められていることを考慮すると、1年を超えた期間、定められた時間の教育が行われていないことから、前年度（例の場合は令和元年度の終了日である令和2年3月31日まで）に終了していなかった時間数を補講という形で現任教育にプラスして実施するのが望ましい。

また、①の場合と同様に、年度内に教育を終了することは基本であるので、年度内（例の場合は令和元年度の終了日である令和2年3月31日まで）に教育を終了する時間的余裕があったにもかかわらず、現任教育を行っていない場合や、年度またぎの現任教育を行った場合は、「現任教育逃れ」と認められ教育懈怠と見なされる場合があるので、真にやむを得ない理由がなければ許されない。

この場合も、教育実施簿に理由書を添付しておく必要がある。

※ 上記内容については、2月13日、警察本部に確認済み。